

名称及び所在地)  
第1条  
本クラブは、「Dice Academy」(以下本クラブといいます)と称します。  
本クラブ事務局は、富山県富山市磯部町4-1-33-810に所在地を置くものとします。

(会場)  
第2条  
原則として、以下の会場にて活動を行うものとする。

- ・光陽スクール(月曜日)/光陽小学校  
〒939-8211 富山市二口町1丁目4-1 小学1年生～小学6年生 17:40～18:50(70分) ※冬季12月～3月のみ日曜日:16:30～17:40(70分)
- ・中央スクール(木曜日・土曜日)/中央小学校  
〒930-0052 富山市五番町4-35 小学1年生～小学6年生 ※木曜日:17:40～18:50(70分) ※土曜日:9:00～10:10(70分)
- ・西田地方スクール(金曜日)/西田地方小学校  
〒939-8202 富山市西田地方1丁目1-25 小学1年生～小学6年生 17:40～18:50(70分)

(目的)  
第3条  
本クラブは、日本バスケットボール協会の理念に則り、バスケットボールを通じてその普及および技術の向上を図り、よって心身の健全な育成と正しい理解を深めることを目的とします。

(活動期間)  
第4条  
本クラブの活動期間は、年度毎に更新するものとする。

(入会資格及び入会手続き)  
第5条  
・入会資格 本クラブに入会を希望するものは、次の準備を備えていなければならない。  
(1) スクールの趣旨に賛同し、規約を遵守すること。  
(2) 小学1年生～6年生までの男女の方。  
(3) スポーツを行うに適した健康状態であること。  
(4) 本クラブが入会を認める旨の判断をした方。  
・入会手続き  
本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(月会費)  
第6条  
月会費は5,500円(税込)  
本クラブでは、月会費の決済に、株式会社メタップスペイメントが運営する「会費ペイ」を利用する。よって、基本的にクレジットカード払いまたは銀行口座引落としとする。システム利用料(110円/月)がかかりますので、予めご了承ください。  
月会費1ヶ月分の5,500円(税込)、入会金5,000円(スポーツ保険代含む)、クラブ会費2,000円、Tシャツ代3,000円、合計15,500円の支払いとなる。以降、毎月26日に月会費5,500円(税込)の支払いとなる。

※初期費用と初回の月謝は、現金払いとする。

(月会費の不返納)  
第7条  
一旦納入した月会費は入会不許可の場合を除き、原則として返納しないものとする。

(休会)  
第8条  
本クラブに対し所定の休会届を提出することにより、休会することができます。  
休会については、その都度、会員保護者・コーチ・運営管理担当者により話し合いの上、決定することとします。  
休会届の効果は、本クラブに対して休会届を提出した翌月から生ずるものとします。  
休会届の提出は、休会を希望される月の前月末日までに休会届を提出するものとします。  
長期に及び休会(2ヶ月以上を目安とする)をした場合、その会員の復帰に関して、コーチ・運営管理者は休会理由に基づき審査する場合があります。

(退会)  
第9条  
本クラブに対して所定の退会届を提出することにより、退会することができます。  
退会届の効果は、本クラブに対して退会届を提出した月の末日をもって生ずるものとします。  
退会届の提出は、退会を希望される月の前月20日までに退会届を提出するものとします。  
退会については、その都度、会員保護者・コーチ・運営管理担当者により話し合いの上、決定することとします。

(除名)  
第10条  
本クラブは、会員が次の事項等に該当するときは、会員資格を一時停止、または、除名することが出来るものとします。  
(1) 月会費等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。  
(2) 本クラブの運営を妨害した場合。  
(3) 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。  
(4) 本クラブにおいて、無断欠席が3ヶ月続いた場合。

(事故の責任)  
第11条  
活動中の怪我等における本クラブの対応については、入会当初、スクールにて加入するスポーツ安全保険の適用範囲内での対応に限り、その範囲を超えるものについては各家庭で責任を持って行うものとし、本クラブは責任を負わない。

(保険)  
第12条  
(1) 会員は、本クラブ入会と共にスポーツ安全保険に加入することとなります。  
(2) 会員の事故、怪我等の保障は、スポーツ安全保険の保障範囲内で支払うものとします。  
(3) スポーツ安全保険の加入区分A1に加入します

詳しくは、公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ([HTTPS://WWW.SPORTSANZEN.ORG](https://www.sportsanzen.org))をご覧ください。

(個人情報の取扱い)  
第13条  
本クラブは、本クラブの運営によって収集、取得した会員の個人情報について適切に管理をする。会員の個人情報について、本クラブは、スクールまたは関連行事で撮影した写真や動画は、本クラブ活動に関するスクールチラシ、ホームページ、SNS広告などに掲載する場合があります。本クラブの運営や広告宣伝に必要な範囲で個人情報を利用及び第三者に対する開示をすることができる。その他、本クラブは、法令上、開示義務を課されている場合において、個人情報を開示するものとする。

(免責)  
第14条  
会員は、本クラブの活動において、本クラブの諸規定およびスタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害その他事故についても、本クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。

(施行)  
第15条  
本会則は、2021年4月1日より施行する。

(規約の改訂)  
第16条  
本会則は、2021年7月31日に一部改正され、2021年8月1日より発効するものとします。  
本会則は、2022年3月31日に一部改正され、2022年4月1日より発効するものとします。  
本会則は、2024年3月31日に一部改正され、2024年4月1日より発効するものとします。

(休校及び閉鎖)  
第17条  
天災地変・社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合、本クラブを休校もしくは閉鎖することができる。  
この場合、本クラブは、月会費の返納を行わない。

(器物破損)  
第18条  
会員が施設内で故意に器物を破損した場合は、会員の責任と負担において修復をしなければならない。

(健康管理)  
第19条  
本クラブに参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、本クラブは一切の責任を負わない。

(その他遵守事項)  
第20条  
本クラブ及び保護者は、別に定める入会のご案内を遵守することとする。

(細則)  
第21条  
本規約に定めのない次項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定めるものとする。